

新名神 宝塚北スマートインター 開通記念



新宝塚カントリークラブ

会員補充募集

特別ご入会キャンペーンのご案内

募集期間 2018年8月1日 ~ ※ただし 募集人数に到達次第締め切り

この度、新名神高速道路の全線開通に伴い
アクセスのさらなる利便性が向上いたしました。
新宝塚カントリークラブのゴルフライフをより身近に感じていただける
特別ご入会キャンペーンを実施いたします。
是非この機会にご入会いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会員補充募集要項

1) 一般募集(46歳以上)

350,000円(消費税別)
通常500,000円
募集人数 100名

2) 特別募集(45歳以下)

150,000円(消費税別)
募集人数 100名

3) 特別募集(女性の方)

150,000円(消費税別)
募集人数 50名

※登録金以外に証書記載の預託金(10年間据え置き)が必要となります。

100,000円(不課税)

年会費 年間 48,000円(消費税別) ※入会月より月割にて精算(入会月は含みません)

大阪、京都、神戸から約40分



最寄りインターからゴルフ場まで約3分



祝!宝塚北スマートIC

(新名神)開通

ゴルフ場まで約3分

~大阪、京都、神戸から約40分~



新宝塚カントリークラブ

お申込み
お問合せ

新宝塚カントリークラブ会員管理事務局 事務局担当者:江口・大原・南・坂本
〒669-1241 兵庫県宝塚市切畑字検見1-2 TEL:0797-91-0241 FAX:0797-91-0930
ホームページ: <http://www.shintaka.com> メール: info@shintaka.com

FF[ファミリーフレンド] 登録会員制度のご案内

FF[ファミリーフレンド]登録会員制度とは、個人・法人の各正会員様に3名まで
会員資格(条件付)を追加付与することができる制度です！
個人正会員様は親しい知人・親族、法人正会員様は同一企業内の方を
3名まで登録することができます！

FF(ファミリーフレンド)登録会員様のご入会特典

1 全日メンバーフィにてご利用いただけます

正会員に準ずるエントリー権を有し、全日メンバーフィにてご利用いただけます。

メンバーフィ **7,540円**

2 FF登録会員様限定の準公式競技を開催

年間6回の開催を予定しております、FF登録会員様限定競技にご参加いただけます。

3 JGA/USGAハンディキャップインデックスを取得いただけます

各種公式競技の参加に有効な、JGA/USGAハンディキャップインデックスを取得いただけま

【FF(ファミリーフレンド)登録会員制度の概要】

登録条件	既存の個人正会員は家族・親族・友人を3名まで、 法人正会員は同一企業内の職員を3名まで FF登録会員として登録することができます。 ※法人無記名・週日・平日会員は対象外。	FF登録会員は以下の権利を行使できる。 ■プレー料金は全日、正会員に準ずる(メンバーフィ/7,540円) ■FF登録会員限定の準公式競技への参加 ※年間6回開催予定。 ※総数制限あり。 ■JGA/USGAハンディキャップインデックスを取得できる など 但し、下記の権利は付与されない。 ■公式競技への参加 ■FF登録会員権利の第三者への譲渡 ■研修会への参加 ■クラブから発行される正会員への送付物受領(一部は可能) ■クラブから発行される正会員への特別企画特権 ■休会制度の利用 ■理事分科委員会への推挙 ■各種対外試合参加へのクラブ推薦
対象クラブ	新宝塚カントリークラブ	
登録手数料 年会費	FF登録会員お1人、登録手数料 50,000円 と 年会費 48,000円 が必要。 ※上記金額は消費税別。 ※如何なる場合も、登録手数料ならびに年会費の返金はしない。 ※FF登録会員が年会費の支払いを怠った場合は、親正会員に 支払い義務が生じる。	
資格期間	■親正会員が退会した場合FF登録会員は消滅 ■親正会員の申請によりFF登録会員を抹消	

終身登録会員制度のご案内

3年以上在籍している65歳以上の
個人正会員様を対象とした
優待制度です！
新しい終身登録会員制度で、
生涯ゴルファーを応援いたします！

満65歳以上(該当年)で、3年以上在籍している個人正会員様を
対象とした優待制度です。

会員様が会員権を第三親等内に譲渡する場合、終身登録会員
として引き続き全ての会員権利を継続できます。

終身登録会員はこれまで通り会員としてゴルフ場をご利用
いただけるだけでなく、クラブ競技にもご参加いただけます。

また、終身登録会員になると年会費がお安くなります。

終身登録会員制度のポイント

1 終身登録会員

会員様が現在お持ちの会員権を譲渡した場合でも、終身登録会員と
して、生涯メンバーフィでプレーしていただけますし、クラブ競技
にもこれまで通りご参加いただけます。

2 会員権の譲渡 [第三親等内]

既存の会員様が終身登録会員に変更するためには、第三親等内への
会員権譲渡が必要となります。なお、譲渡された新規正会員登録者様は
登録手数料が必要となります。



3 終身登録会員になると年会費が安くなります

終身登録会員となった翌事業年度から、
年会費の割引が適用となります。

現行
年会費の **50%割引**

【終身登録会員制度の概要】

対象となる 会員と その資格	<ul style="list-style-type: none"> ■ 満65歳以上で、且つ会員在籍3年以上の個人正会員 ■ 終身登録会員時に第三親等内1名の正会員登録が必要 ■ 年会費が完納されていること 	終身登録 会員の年会費	終身登録会員となった翌事業年度から、現行年会費の 50%割引 とする。 ※会員規約の休会制度は利用不可。
対象クラブ	新宝塚カントリークラブ	競技参加 プレー資格	正会員種別と同等の資格。
規約上の 会員資格	終身登録会員(譲渡不可・相続不可・FF会員登録不可) ※上記以外の会員資格は正会員に準ずる。	資格期間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 終身登録会員が、退会または死亡した時点で資格終了 ■ 年会費の未納が1期以上となった時点で終了 ■ その他会員資格の失効は正会員規約に準ずる
名義変更料 登録料	<ul style="list-style-type: none"> ■ 終身登録会員への変更は無料 ■ 譲渡された第三親等内(甥姪まで)の新規正会員登録者は 名義変更料は無料、登録手数料の100,000円(消費税別)が必要 		